

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第56号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 条例別表第2第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例別表第2第2号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 条例別表第2第3号の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>4 条例別表第2第4号の規則で定める事務は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第2項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>5 条例別表第2第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 条例別表第2第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>8 条例別表第2第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 条例別表第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例別表第2号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 条例別表第3号の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>4 条例別表第4号の規則で定める事務は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第2項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>5 条例別表第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 条例別表第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 条例別表第7号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>8 条例別表第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>9 条例別表第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

- 10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略
- 12 条例別表第2第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 14 条例別表第2第14号の規則で定める事務は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
(1)～(9) 略
- 15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略
- 16 条例別表第2第16号の規則で定める事務は、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第12条第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 17 条例別表第2第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 18 条例別表第2第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

（県内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第3条 条例第3条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるも

- 10 条例別表第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 11 条例別表第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略
- 12 条例別表第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 13 条例別表第13号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 14 条例別表第14号の規則で定める事務は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
(1)～(9) 略
- 15 条例別表第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略
- 16 条例別表第16号の規則で定める事務は、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第12条第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 17 条例別表第17号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 18 条例別表第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略
- 19 条例別表第19号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

のとする。

(本人確認情報の利用の状況の公表)

第4条 条例第5条の規定による本人確認情報の利用の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る本人確認情報の利用を行った事務の区分及び利用した本人確認情報の件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。

第5条・第6条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)

第7条 条例第8条の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。

2 条例第8条の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(自己の本人確認情報の訂正等の申出)

第8条 略

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の申出について準用する。

第9条 略

第1号様式 (第5条関係)

略

第2号様式 (第8条関係)

略

第3号様式 (第9条関係)

略

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(本人確認情報の利用の状況の公表)

第3条 条例第3条の規定による本人確認情報の利用の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る本人確認情報の利用を行った事務の区分及び利用した本人確認情報の件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。

第4条・第5条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)

第6条 条例第6条の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。

2 条例第6条の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。

(自己の本人確認情報の訂正等の申出)

第7条 略

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の申出について準用する。

第8条 略

第1号様式 (第4条関係)

略

第2号様式 (第7条関係)

略

第3号様式 (第8条関係)

略